

第4節 食育の推進

1 現況と課題

(1) 平成17年7月、国では「食育基本法」が施行され、平成18年度に「食育推進基本計画^{*}」が策定されました。

本町では、平成20年度に「米消費拡大推進協議会」を「食育推進協議会」と名称変更し、米消費拡大推進協議会の事業を引き継いで「食育」を進めています。

(2) 現在、町内には、「食」の改善に関して活動している「食生活改善グループ」があり、婦人会、農協婦人部もそれぞれ「食育」について活動しています。

小学校、中学校、保育園では栄養士を中心に、それぞれに「食育」について活動しています。

このように、それぞれに食に関して活動している団体などと連携しながら生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむための食育を推進します。

2 基本方針

本町では、地域の特産品を活かした伝統料理や安心・安全な食生活を確立するために「食育推進基本計画^{*}」を策定します。

町民一人ひとりが生涯を通じ健康な生活が送れるよう、健全な食生活の実現、伝統的な食文化の継承など、食について考え、知識を身につけるための学習などに取り組みます。

学校、保育園などにおいても魅力ある食育を推進します。

3 施策の内容

(1) 安心・安全な食をめざす

①地産地消に取組み、生産者の顔が見える安全で安心な食材にこだわりを持つことにより、安心・安全な食物への知識を広めます。

(2) 食べる力をはぐくむ・食の選択力につける

①学校・保育園における取組みとして、学習時間などにおいて食や農業の体験などを通じ地域の産業・環境・文化と食べ物に関する知識の習得や感謝の念の育成を進めます。

②給食や給食指導を通じ、食事のマナー、食品や栄養に関する基礎的な知識を広めます。

③給食だより、食育だよりの発行や試食会などを通じて、家庭や地域との連携を図ります。

④給食に地場産食材を活用し、地場産品や大刀洗町の食文化を理解し、尊重する心を育成します。

⑤家庭や地域と連携して、基本的な生活習慣の形成や子どもの心身の健康維持増進を図るため健康教育を進めます。

(3) 健やかな食を進める

①たんぱく質、脂肪、炭水化物のエネルギー比率のバランスがとれた日本型食生活を推進します。

②郷土料理を継承することにより、日本型食生活の推進をします。

(4) 食の循環を考える

①生ゴミリサイクルのためダンボールコンポスト*の利用を推進します。

②給食残滓*の活用など、地球環境にやさしい食育教育を進めます。

4 計画事業

- ①食育月間における啓発活動
- ②料理教室の開催
- ③小中学校における弁当の日の実施



